りそな銀行アジアニュース

2025 年 5 月 1 日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所】

「香港現地法人の縮小方法について」

近年コスト高や地政学リスクを背景に、香港現地法人の運営についてお悩みのお客さまが増えており、香港駐在員事務所にも、新規進出のほかに香港現地法人の縮小・撤退についての相談が多くなっております。

香港現地法人の縮小については、大きく分けて以下の 4 つの方法に整理できます。

方法	財務・税務コスト	事業再開の難易度	香港ビジネスに対する柔軟性
1. 一部業務の外部委託	従前通りの負担発生	－ （事業継続）	高
2. ペーパーカンパニー化	抑制効果あり	－ （事業継続）	中
3. 休眠会社化	抑制効果あり	中	低
4. 閉鎖・撤退	不要	高	無

1. 一部業務の外部委託

通常の業務を行いつつ、会計経理業務など業務の一部を外部の専門業者に委託することで、業務効率化やコスト削減を実現できます。

【主な手続き】	【メリット】	【デメリット】
・委託業務の選定 ・委託先の選定 ・契約内容の明確化 ・効果のモニタリングとフィードバック	・人件費や運営コストの削減 ・主要業務へ経営リソースを集中させることが可能 ・市場やトレンドの変動に応じ、柔軟な調整が可能	・委託先の品質管理リスク ・データや情報流出の懸念 ・決算報告書や監査報告書の提出は必須であり、会計のランニングコストは残る

照会先： 国際事業部 （東京）電話 03-6704-3337
（大阪）電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 ＊禁無断転載

りそな銀行アジアニュース

2025 年 5 月 1 日
りそな銀行 国際事業部

2. ペーパーカンパニー化

香港で登記している会社のうち、活動を一切行わない会社はただ放置している「自然休眠会社」とみなされ、税金や罰金などのペナルティが課される可能性があります。そこで検討できるのが現地法人のペーパーカンパニー化です。

ペーパーカンパニーを低コストで運営するためには、定期的に役員会を開催したり、銀行口座の入出金を行ったりするなど最低限必要な手続きをしっかりと行い、会社としての活動を維持することが重要です。

【主な手続き】	【メリット】	【デメリット】
・業者の選定 ・会社登記住所をコンサル会社や会計事務所などに移し、変更登記を実施 ・グループ会社への業務移管 ・従業員の解雇 ・オフィスの解約	・賃料や人件費などのランニングコスト削減 ・法人格維持により、遠隔での事業活動が可能	・決算報告書や監査報告書の提出は必須であり、会計のランニングコストは残る ・事業活動の実態がないため、取引先から信用されにくい ・日本のタックス・ヘイブン対策税制の対象となり、課税される可能性が高い

3. 休眠会社化

現在香港現地法人で事業を行っていないものの、将来事業を再開する可能性があるため会社は残しておきたいという場合は、現地法人を休眠会社化させるという方法もあります。

休眠会社は、会社登記所および香港税務局に対して正式な休眠手続きを行う必要があります。

休眠会社申請を行うと手続きの簡素化やランニングコストの削減などが見込まれますが、デメリットもあります。

【主な手続き】	【メリット】	【デメリット】
・会社登記所及び税務局へ正式な休眠申請手続き ・従業員の解雇 ・オフィスの解約	・賃料や人件費が不要 ・監査及び税務申告義務が免除されるため、経費の大幅な削減が見込まれる ・法人格維持により、将来の事業再開が可能	・あらゆるビジネスができなくなる ・銀行口座が凍結されるリスク ・法人税申告書の提出を要求される可能性がある ・会社秘書役の契約及び商業登記証(BR)の年次更新が必要 ・休眠前に債権債務関係を清算する必要がある

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-3337
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 ＊禁無断転載

りそな銀行アジアニュース

2025 年 5 月 1 日
りそな銀行 国際事業部

4. 閉鎖・撤退

香港現地法人を閉鎖するには、大きく「登記抹消」と「会社清算」という 2 つの方法があります。そのうち登記抹消は容易な方法となります。

【主な手続き】	【メリット】	【デメリット】
・申請前に 3 カ月以上の事業停止期間が必要 ・債務超過の場合は債務超過の解消が必要 ・不動産の処分 ・事業停止日付で会計監査を受ける ・登記抹消の申請書類の提出 ・従業員の解雇やオフィスの解約 ・香港現地法人が子会社を持っている場合、親会社などへ子会社株式の譲渡	・会社抹消後は一切の財務・税務コストが発生しなくなる ・債務トラブルなどの法的リスクを回避できる ・新しい市場やその他業務への経営リソースの集中が可能	・清算手続きが複雑（債権債務の整理や従業員解雇など） ・再進出時は新規会社設立が必要

5. まとめ

香港駐在員事務所はお客さまの進出・融資等前向きなサポートだけでなく、香港現法の事業縮小や休眠、撤退などの手続きもサポートいたします。

ビジネスマッチング契約を締結しているコンサルティング会社のご紹介も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

照会先： 国際事業部 （東京）電話 03-6704-3337
（大阪）電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 ＊禁無断転載